

引き続き ご支援を お願いします

NTTリストラ裁判

全国5地裁でたたかわれているNTTリストラ裁判は、昨年の9月に札幌でNTTを断罪する原告側全面勝利の決定が下されました。しかし、今年3月末の大阪、東京での判決は、リストラを正当化し、労働者犠牲の資本の論理を代弁したものでした。ホワイトカラーエグゼンプションをはじめとする労働法制改悪を先取りするもので、断固容認することはできません。

NTTが強行した実質「50歳定年」制、退職に応じない社員への「見せしめ遠隔地配転」、その解消へ向け運動を大きく広げています。引き続きご支援をお願いします。



大阪 高裁

3.28 大阪地裁判決

3人への配転は権利濫用

慰謝料200万円を支払命令

その他の訴えは
すべて棄却する不当なもの

大阪地裁は、三月二八日、原告二人への配転は権利濫用に当たるとして総額二〇〇万円の慰謝料支払いを命じました。しかし、その他の原告二〇名の配転の不利益性と、その他全ての

訴えを棄却してしまいました。唯一配転は正が行なわれていない原告について、健康問題を認め応分の配慮を求める異例のコメントを付け加えました。
この判決は、すでに地元に戻っている原告三名に慰謝料の支払いを命じた点で評価できますが、札幌地裁が認めた、リストラによる「配転に業務上の必要性が無い」とする判断をくつがえし、リストラ計画の必要性やこの配転が不法目的によるものであったことを全面的に否定したもので、不当な判断と言わざるを得ません。

3.29 東京地裁判決

リストラを正当化

単身赴任、
遠距離通勤まで当然視
東京
高裁

東京地裁判決では、原告全ての訴えを棄却しました。そして、理不尽な構造改革リストラを正当化し、配転の業務上の必要性や、それが不法な目的で行なわれたことについても原

告側の主張を全面的に否定し、会社の主張を積極的に展開する異常な判決となりました。
しかも、判決文には数多くの事実誤認が含まれ、原告の配転先の事業所名、従事した部門、組合所属支部や手当支給の有無、「二時間の通勤はまれなことではない」(厚労省の統計では、女性の二時間通勤〇・〇%)などにも及んでいます。そして、賃金三〇%引き下げられた実態を「自由意思に委ねられていた」と原告らが示した退職への強要、脅迫の証言・証拠をすべて黙殺しました。

NTTは社会的責任はたせ!

人権侵害をやめ、争議解決を
信頼と安心の情報通信を

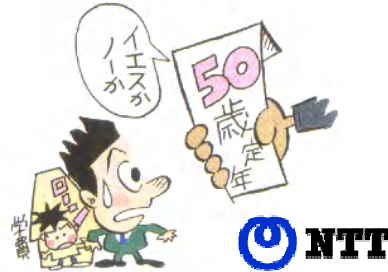
静岡 松山 地裁

全労連NTTリストラ闘争本部・通信産業労働組合

◆〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15NTT松沢別館2F 連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930

50歳で賃金3割カット、それがいやなら全国配転

超優良企業・公益事業のNTTがさらなる利益を追求するため、二〇〇二年五月に違法脱法の五〇歳退職・賃下げ再雇用制度を実施しました。退職に応じない「満了型」と称される社員には、経験や家族の生活も無視した異職種・遠隔地配転が行われています。



過労死 最高裁

NTT「構造改革」に伴う長期研修中に死亡した、元通信労組北海道支部奥村喜勝さん(当時五八歳の家族が訴えていた過労死裁判控訴審で、二〇〇六年七月二〇日、原告側全面勝訴の判決が勝ち取られました。

健康管理規定で出張や残業にも制限が求められていた奥村

会社は上告
控訴審でも全面勝訴
北海道・奥村過労死裁判
2006.7.20

さんに、リストラを理由に長期研修を命じた会社責任は、札幌地裁に続き高裁でも明確にされました。

裁判を担当した高橋暢弁護士は、「二審判決をよりすすめる形で、精密な判断をした評価できる画期的な判決であり、過労死問題で闘っている全国の原告の人たち、労災申請をしてる人たちに大きな励ましを与える」と評価しました。

「人事権の濫用」
NTTリストラ札幌裁判
2006.7.20

札幌 高裁

配転無効



二〇〇六年九月二十九日、NTTリストラ札幌裁判の判決が行なわれ、配転命令には業務上の必要性が無く、人事権の濫用であると、原告側全面勝利の決定が下されました。

配転障害事由(親の介護の必要性等)があるに行なわれたものであり、違法であつて、原告らに対する不法行為が成立する」と見せしめ配転を断罪しました。

判決は、リストラ計画の是非には言及しなかったものの、「原告らに対する個別の配転命令は、いづれも業務上の必要性がないのに、又は、

配転の無効確認を求めた裁判で、原告が既に退職や地元に戻るもつとで、配転の違法性を認めて、慰謝料の支払いが命じられたことは画期的なことです。

ILOは、通信労組の訴えに対し、「156号条約が守られていない」と使用者に「配転に際しては、家族的責任を考慮」するように日本政府に3度の勧告を出しています。

ILO 家族的責任が果たせるように

NTTリストラ裁判支援カンパをお願いします

NTTリストラ支援カンパ 郵便振替:00160-8-574547 NTTリストラ裁判全国原告団

全労連NTTリストラ闘争本部・通信産業労働組合

〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15NTT松沢別館2F 連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930